

「第 105 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 5 年 4 月 26 日（水曜日）に、「第 105 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省共用第 2 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は山口隆司委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 5 年 5 月に開催される第 26 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）及び第 47 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題の説明を行い、令和 5 年 2 月に開催された第 26 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）及び令和 5 年 3 月に開催された第 43 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 26 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

・仮議題 4「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案」について、辻山弥生委員から、本ガイドラインにより日本が他国から過度な要求をされることを懸念しており、それに対してどのように対処するのか、質問がありました。これについて、本ガイドラインは提案当初は加盟国に対する詳細な要求を記載したものであったが、議論の結果、具体的な事項は例示と位置づける等要求レベルが落ち着き、日本にとっても参照できる内容になっているため、支持して差し支えないと考えている旨、回答しました。

・仮議題 6「食品偽装の防止及び管理に関するガイダンス原案」について、森田満樹委員から、コンセンサスが得られていない部分（目的/範囲、定義、食品偽装の種類）について、どこが問題となっているのか、質問がありました。これについて、目的/範囲に地理的表示（GI）を含めるのか、食品偽装の種類に記載する例等が論点となっている旨、回答しました。

・同じく仮議題 6 について、森田満樹委員から、所掌範囲の「消費者の健康保護」について、消費者被害のような観点はないのか、質問がありました。これについて、現

在のガイドライン原案では、「5. 原則：原則 1」に「消費者の保護」が掲げられており、その中には消費者の健康保護に留まらず、安全性、完全性、真正性、適切性、品質に対する消費者の信頼の保護も含まれるとされているため、基本的には、消費者を騙して不当な経済的利益を得るといった行為は、「食品偽装」としてカバーされる内容となっている旨、回答しました。

- ・同じく仮議題 6 について、菅沼修委員から、「脚注 3: GI を含む知的財産権に係る事項を本ガイドラインでは扱わない」という記述に係る議論について、日本政府の見解及び脚注 3 が削除された場合の日本の GI 制度との関係や影響、国内産業への影響について質問がありました。これについて、GI 制度に関する議論はコーデックス委員会の所掌範囲外であり、本文書の目的には馴染まないと考えていること、脚注 3 が削除された場合、直ちに日本に影響は出ないと考えているが、日本の制度に影響を及ぼすガイドラインとならないよう、引き続き対応していきたい旨、回答しました。

- ・同じく仮議題 6 について、辻山弥生委員から、輸出国としての目線で脚注 3 を残すという考えは無いのか、質問がありました。これについて、そもそも GI 制度についてはコーデックス委員会の所掌範囲外であるため、適切な他の会議体で議論すべき内容であると考えている旨、回答しました。

- ・同じく仮議題 6 について、松村雅彦委員から、食品偽装対策においては探知が重要であり、本ガイドラインは偽装の探知に重点を置いて作成されたものなのか、質問がありました。これについて、探知に関して具体的なツール等は示されていないものの、通常食品安全を監視している部署以外との連携が重要であることや、内部通告者の保護が必要という観点で作成されている旨、回答しました。

- ・仮議題 7 「規制枠組みにおける遠隔監査と検証の利用に関する原則及びガイドライン原案」について、辻山弥生委員から、遠隔監査/検査はどのような場面で利用されるのか、本ガイドラインは貿易上どのような意味があるのか、質問がありました。これについて、国内、2 国間/多国間での監査を対象としており、ビデオを用いたライブ監査、録画記録の提出、文書のレビュー等が含まれること、各国での導入には技術的な問題があるが、それらが整えば本ガイドラインが導入のベースとなり得る旨、回答しました。

(2) 第 47 回食品表示部会 (CCFL)

- ・仮議題 5 「アレルゲン表示」について、森田満樹委員から、日本のアレルゲン制度をアピールしてほしいという意見が消費者委員会食品表示部会や消費者庁の専門家によるアドバイザー会議でも出されており、お願いしたい、また、日本において表示対象外のナッツ類に関する今後の調査など予定があれば教えてほしい、現行の包装食品の表示に関する一般規格 (GSLPF) で表示対象としている亜硫酸塩について、電子作業部会 (EWG) 等でどのような議論がされたのか、今後の行方についても教えてほしいとのご意見及び質問がありました。これについて、日本の制度について議場配布

文書（CRD）を用いて紹介する旨、今後も３年ごとの全国実態調査に基づき表示対象外の品目についても検討していく旨、亜硫酸塩の記載を GSLPF に残すかどうかについて様々な意見があり、日本としては添加物として表示されることも踏まえ、その安全性については CCFL ではなく別の部会で議論すべきではないかとのスタンスを示す旨回答しました。

・同じく仮議題 5 について、辻山弥生委員から、CRD で日本の制度を紹介するならば、ただ紹介するのではなく、議論に資するような主張にすべき旨ご意見をいただきました。これについて、個別の品目に表示義務を課すという議論の流れに賛同しつつ、日本の制度の特徴として各品目に公定法を開発していることを紹介するとともに、予防的アレルゲン又は注意表示（PAL）の設置について役に立てることがあれば貢献したいと表明する旨説明しました。

・同じく仮議題 5 のうち「予防的アレルゲン表示ガイダンス原案」について、穂山浩委員から、原案では卵や牛乳の閾値は 2 ppm であるが、この閾値は低濃度すぎることから事業者が管理することは実質的に不可能であり、形骸化する可能性が高いこと、辻山委員が述べたように科学的根拠をもって議論に資するような主張にするならば、日本の 10 ppm という閾値は分析法の検出限界から設定されていることを踏まえ、食品中の汚染物質の基準値設定で適用されている ALARA の原則の考え方を取り入れて、合理的に達成可能な範囲でできる限り低い閾値にしてリスク評価すべきと主張してはどうかとのご意見をいただきました。これについて、科学的、効果的に主張したいと考えている旨説明しました。

・同じく仮議題 5 のうち「予防的アレルゲン表示ガイダンス原案」について、森田満樹委員から、PAL について日本はこれまで患者に寄りそった対応をしてきたという経緯を含めて慎重に検討すべきという意見を述べてきてほしい旨ご意見をいただきました。これについて、そのように対応する予定である旨説明しました。

・同じく仮議題 5 「予防的アレルゲン表示ガイダンス原案」について、辻山弥生委員から、検査法を定めて基準値を設ければ安全が保障されるという考え方は、コーデックス食品汚染物質部会（CCCF）の議論においても否定されてきており、実現可能性からみても現実的ではない旨ご意見をいただきました。これについて、細野秀和委員から、FAO/WHO 合同専門家会議が議論して報告書で考察している内容を尊重した上で、事業者の事情を踏まえると現実的ではない部分もある旨主張してはどうかとのご意見をいただきました。また、森田満樹委員から、日本の制度構築において、アレルギーマスターの専門家らが苦勞してきたことも承知しており、日本の制度を紹介することにエールを送ったが、誤ったメッセージにならないようにしてほしい旨ご意見をいただきました。

・同じく仮議題 5 のうち「予防的アレルゲン表示ガイダンス原案」について、戸部依子委員から”アレルゲンの意図せざる存在が十分に制御できない場面”とはどのような

場面なのか質問がありました。これについて、事業者がコンタミ防止の対策を施しても特定できない理由でコンタミが起きる場面（例えば落花生の油脂が洗浄しきれない等）を想定している旨回答しました。

- ・同じく仮議題 5 のうち「予防的アレルゲン表示ガイダンス原案」について、戸部依子委員から、閾値と PAL の関係が消費者に分かりづらいため、分かりやすい説明をしてほしい旨ご意見をいただきました。

- ・同じく仮議題 5 のうち「予防的アレルゲン表示ガイダンス原案」について、鶴身和彦委員から、GSLPF におけるアレルゲンの閾値の単位は日本と異なるため、海外ではアレルゲン表示についてどのような運用をしているのか質問がありました。これについて、GSLPF の表では絶対量で記載されているが、表の枠外に 1 キログラムあたりと注釈があり、結果的には日本と同じように濃度で示されており、値は日本の約 1/10 となっている旨回答しました。

(3) 第 26 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）

- ・議題 6「食品中の動物用医薬品の MRL 案及び原案」及び議題 7.1.「様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案」について、細野秀和委員から、EU 等が留保を表明した理由について質問がありました。これについて、EU 等が留保を表明する目的や意図については、正確なところは不明であるが、EU 及びその関係国は、自国基準と異なる国際基準が設定されること等に対して、しばしば留保を表明しており、主には域内・国内向けの説明のためと理解していること、ただし、国際基準が設定されることに反対するというものではなく、留保表明がされた場合であっても、手続の遅延等が生じることなく、国際基準が設定されるため、実質的な影響はないものと考えている旨、回答しました。

- ・議題 10「JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案」について、穂山浩委員から、リストに掲載されている薬剤のうち、日本に影響のあるものはあるか、質問がありました。これについて、日本としては JECFA の評価に必要なデータが揃って、JECFA の科学的な評価に基づき勧告された基準値案であれば、国際基準として設定して差し支えないとの立場であること、中には、現時点ではデータが揃っていないものも含まれるので、今後も注視していきたいと考えている旨、回答しました。

(4) 第 43 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

- ・議題 3「FAO/WHO から提起された関心事項」について、山口隆司委員から、WHO は、食塩摂取量削減を積極的に進めている一方、日本では、なかなか食塩摂取量削減ができていないが、WHO の活動に対し、対応方針はあるか質問がありました。これについて、厚生労働省では、2022 年に健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブを立ち上げており、このイニシアチブでは、食塩の過剰摂取を最優先の栄養課題とし、様々な切り口で対策を進めていることについて説明するとともに、日本としては、

WHO の活動を注視しつつも、国民や事業者の状況を踏まえた効果的な手法を検討し、着実に減塩の推進等をしていくことが重要であると考えている旨回答しました。

・議題 5「年長乳児及び年少幼児の栄養参照量の設定に関する一般原則」について、森田満樹委員から、「勧告 3 目安量の定義等」で、目安量と個別栄養素量 98(INL98)が議論されているが、「栄養参照量 (NRVs-R) は INL98 に基づくべきである。」とする論点であったのか、加えて、目安量の考え方が「36 カ月齢を超える集団」にも影響し得る議論であったのか質問がありました。これについて、物理的作業部会 (PWG) では、栄養素によって INL98 や目安量を参照すべきか否かは変わり得るため、どの数値を使うべきかの具体を記載せず、Dietary intake reference values (DIRV)のみの記載に変更する等の提案がされたこと、部会当日は、INL98 の記載は残すべきとの意見 (米国やチリ、ドイツ等) と、DIRV に修正すべきとの意見 (EU、カナダ等) が出され、取りまとめには至らなかったこと、3 歳以上の NRV の設定に関する一般原則に影響を与える議論ではなかった旨回答しました。

・また、同じく議題 5 について、森田満樹委員から、一般原則案の修正を踏まえた試験的な段階アプローチ案の作業の見通し、及び、一般原則案に沿った他の栄養素又は、2 つの年齢区分を組み合わせた NRVs-R の算出は困難ではないか質問がありました。これについて、栄養素毎の科学的根拠等の参照できる情報量によって、アプローチがケースバイケースとなることは各国理解していること、その上で、次回の部会に向け、EWG において、①一般原則案の修正を踏まえた試験的な段階アプローチ案の見直し及び 2 つの年齢区分を組み合わせた値を開発すること、②他の栄養素の NRVs-R の算出等を実施する予定であること、③栄養素毎の課題を踏まえ、一般原則案の再修正や試験的な段階アプローチ案の見直しを再度実施することとなっている旨回答しました。

・議題 6「食品添加物の技術的正当性の検討」について、松村雅彦委員から、暫定版資料中の勧告 5 のバッチ 2 の添加物が、「栄養強化を目的とする添加物」になる理由について質問がありました。これについて、当初の訳が不正確であり、最終版資料では「栄養源として許可されていない添加物」に修正した旨回答しました。

・議題 7「優先付けメカニズム／新たな課題と新規作業」のうち、「提案 2.1 食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクスのガイドラインの新規作業提案」について、菅沼修委員から、ガイドラインの適用範囲について、どのような議論があったのか質問がありました。これについて、部会当日は、「食品及び食品サプリメント」の範囲が曖昧であり議論すべきポイントが不明確との意見が多く挙がったこと、例えば、乳児用調製乳やフォローアップフォーミュラ (FUF) を外すよう具体的な意見もあった旨回答しました。

・同じく議題 7 の提案 2.1 について、森田満樹委員から、「範囲が明確でない」との理由で新規作業開始のコンセンサスが得られなかったにも関わらずなぜ EWG を設置

するのか、日本は何か意見を表明したのか質問がありました。これについて、今次部会における議題7の目的は、優先付けメカニズムを導入し、加盟国等からの提案書を見直しと位置付けるか否かを適切に判断できるかを試行することであり、作業自体を棄却された提案もある一方、今次部会で挙げられた意見を踏まえて、再度、提案書を準備することを妨げるものではない旨回答しました。また、部会当日には、当該提案に対して、我が国として意見表明等はしていないが、非公式会議の場において、対象となる食品が明確でないため、我が国は現時点において賛否を示すことはできない旨を提案国であるマレーシアに伝えた旨回答しました。

・同じく議題7の提案2.1について、菅沼修委員から、対象となる食品の具体的な例示はあったか質問がありました。これについて、今次部会においては「食品及び食品サプリメント」のみとなっており、EWGにおいて適応食品の検討が必要となっている旨回答しました。

・同じく、議題7のうち「提案2.3 包装の前面の栄養表示（FOPNL）のための栄養プロフィール設定に関する一般ガイドラインの新規作業提案」について、細野秀和委員より、WHOが2024年に報告書を公表する旨を発言し、棄却となったことについて、EWG議長国のコスタリカだけでなく他の加盟国あるいはNGOから、不満の声が挙がっていた一方、報告書には結論のみ記載されていることについて、報告書の採択の際、加盟国からの反発などはあったのか質問がありました。これについて、部会当日は、コーデックス事務局とWHOとのコミュニケーション不足を問題視する声も挙がっていたが、報告書の取りまとめにおいて、本件を取り上げるような加盟国等はいなかった旨回答しました。

・議題8a「分析方法」について、細野秀和委員から、前回、コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）から、甘味の規定について妥当性確認された方法はないと回答されているため、再度付託しても、同じような回答になるのではないかと、適切に議論が進行するように発言すべきではないかご意見をいただきました。これについて、EWGや次回部会の対応方針や発言方針を作成する際の参考にしたい旨説明しました。

(以上)